淀川水系流域委員会　第33回琵琶湖部会

議 事 録

（確定版）

日　時：平成17年８月17日（水）11:00～12:00

場　所：長浜ロイヤルホテル　２階翠鳳・鳳凰の間

〔午前１１時　０分　開会〕

○庶務（みずほ情報総研　中島）

皆様、お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより淀川水系流域委員会第33回琵琶湖部会を開会させていただきます。

司会進行は、庶務を担当しております、みずほ情報総研の中島が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります前に、ごく簡単に配布資料の確認と発言に当たってのお願いをさせていただきたいと思います。

まず、配布資料の確認でございますけれども、厚い袋の方の「議事次第」のその下に「配布資料リスト」がございます。そこに報告資料１からございますけれども、このうちの審議資料の１－１から審議資料の１－７までは河川管理者からの提供資料ということでございまして、審議資料の１－１から審議資料の１－６－１までは７月21日に開催されました第42回委員会の資料でございます。あと、審議資料の１－７は７月25日開催の第43回委員会での資料、審議資料１－６－２「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ（補足説明）」、これが今回の新しい資料ということになります。あと、審議資料１－８、１－９、１－10、これは新たに出させていただいているものでございます。

ご確認いただきまして不足するものがありましたら、お近くの庶務にご連絡いただければというふうに思います。

あと、発言に当たってのお願いでございますけれども、毎度のお願いですが、水色の「発言にあたってのお願い」というのがございます。ご発言いただく際には、これをご一読いただければというふうに思います。簡単に申し上げますと、マイクを通してご発言いただく。あと、ご発言の際にはお名前を言っていただくということでお願いいたします。あと、一般傍聴の方につきましては、委員の方々の審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定願いたいと思います。

本日は、この部会、１時間ということで12時終了の予定でございます。時間が短いですけれども、円滑な審議にご協力いただければと思います。

それでは早速ですが、中村部会長、審議よろしくお願いいたします。

○中村部会長

おはようございます。非常に短い時間なのですが、午後に意見交換会ということで丹生ダムに関する住民の方々と琵琶湖部会を含めて委員会全体との意見交換会がございますので、１つはその前

段階で幾つか確認事項も含めて協議していきたいということになろうと思います。議事次第には、報告が１題、審議が１題と、ここに記述されてないのですが確認事項として幾つか出てくるわけですが、後ほどこれは整理しようということです。

それから、一般傍聴者からの意見聴取も時間的に非常に制約されているのですが、できる範囲でやりたいと。その後は、委員会の今後のスケジュール、部会と委員会の関係も含めてスケジュールをどういうふうに調整していくかということになろうかと思います。

〔報告〕

１）第44回委員会結果報告について

○中村部会長

まず報告事項で、「第44回委員会結果報告について」。これを事務局の方からお願いします。

○庶務（みずほ情報総研　篠田）

報告資料１についてご説明いたします。８月５日に開催されました第44回委員会の結果報告の中の決定事項について簡単にご説明いたします。

淀川水系５ダムについての方針に対する委員会見解が承認されました。２番目としまして、この委員会見解に対しまして委員の異なる意見、少数意見につきましては、今後、委員会見解に付して一体化する予定であります。

それから、本日より８月22日の間までに地域部会が開催されますが、各ダムについての住民と委員との意見交換会をあわせて実施いたします。また、９月末をめどにしまして委員会意見をとりまとめします。今後、そのために、８月24日の委員会及び９月に連続して開催されます地域部会におきまして、各ダムの調査検討結果を中心にしまして河川管理者との意見交換を重ねていく予定であります。

簡単ですけれども、以上で終わります。

○中村部会長

この決定事項が、先ほど私が申し上げた確認事項にほぼ相当するのですが、前倒しという形で、もし委員の先生方からこの決定事項を含めて今の事務局の報告に対して、補足なりご意見なりございましたらよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

〔審議〕

１）今回の方針における丹生ダムの運用について

○中村部会長

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。

これが、きょうかなり時間をとろうと思っている部分なのですが、方針が出て見解が作成されたわけですが、その経緯で河川管理者側に委員会側から具体的な質問事項をたくさん出させていただいているのですが、一部はご回答をいただいていると、概略的にいただいているのがございますし、資料が提出されているものもございますが、その中で特に重要で、まだ十分な対応ができていないというものに対しては、今回の部会、それから次回の部会を含めて、あるいは委員会を含めて河川管理者側からご説明いただくということで、いわば前回の質問に対するご回答をいただいたフォローアップということで、特に河川管理者として重要と考える点に関して、きょうは一点に限るわけですが、今回の方針における丹生ダムの運用についてご説明いただくということでよろしくお願いします。

河川管理者よろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

琵琶湖河川事務所の河村でございます。今回新たにご用意いたしました資料、審議資料１－６－２というものでございます。前回もご説明をさせていただいたのですが、十分に説明し尽くせてなく、まだ運用のイメージをはっきりとつかんでいただくということを目的に改めて資料をつくり直してまいりましたので、それをご説明したいと思います。

お手元の資料とスクリーンの両方を見ていただきながら聞いていただければと思います。前の方でパワーポイントで、若干アニメーションをつけてわかりやすく説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

今回の特徴といいますのが、結局、姉川・高時川の洪水調節容量と、それとは別途、琵琶湖の洪水防御のために確保する洪水調節容量があるというところがややわかりづらい形になっているのかなと思っております。ですから、それを改めてご紹介したいと思います。

こちらの全体図が、一連の一山目の雨があった場合の、こちらが姉川・高時川からの流入量を示したハイドログラフ、それから赤いラインが、ちょっと重ねてやっておりますけれども、これは琵琶湖の水位をイメージしていただきたいと思います。それぞれ①、②、③、④、⑤、⑥という場面場面を、これは前回と同じペーパーで図でございますが、説明したところではございます。

①のところをこちらに大きく示しているところですが、平常時、琵琶湖の水位が制限水位よりも低い状態のときですが、このときは上流からの流入量はそのままダムを通して下流に流します。

これから、Ⓐ とⒷ とありますけれども、このイメージは、一応ダムをイメージはさせていただい

ておりますが、必ずしもここの場所に穴を設けるということで具体的なものということではなく、㋐としましては、先ほど言いました高時川・姉川の洪水調節容量、それからそれとは別途確保する㋑の琵琶湖洪水のための容量ということをイメージするために便宜的にここに穴をつくっているものでございまして、決してダムの構造をこれで規定しているというものではないということはまずご理解いただきたいと思います。

それで、平常時、洪水が起こっていないときは、上流からの雨、流水をそのまま下流に流すということでございます。そこで洪水が発生した場合、その際、まず㋑の方で琵琶湖の洪水防御のために全量をカットする形になります。ここを注目していただきたいのですが、降り始めから蓄え始めるということで、この間、高時川洪水時には琵琶湖の水位を上げないように、入ってきた量、基本的には全量を貯留するということをいたします。ピークが終わって、仮に㋑の容量がいっぱいになった場合、③の黄色いところにありますが、この㋑の容量で足らなくなった場合は㋐の容量も使って蓄えるということになります。ただこの場合はⒷの穴がございます。こちらで下流に対して一定量を放流しながら㋐の量をためるという形になります。ですから、ここでちょっと小さくて見にくいのですが、黄色いエリアのところでは、この橙色の横線の入ったところはダムに蓄えますけれども、下の青い印の色のついたところは下流に放流をしながらためていくという運用になるかと思います。

次に、雨がやんだ場合に水位が下がっていくわけです。そのⒷの穴を使って放流をするということになりますが、この際、まだ琵琶湖の水位がこの④のところでは高い状態になります。そうしますと、この高い状態というのは琵琶湖の水位を上げないように蓄えた㋑の容量を丹生ダムに蓄えておかないと、次の雨が降った場合にその分高くなってしまうわけですから、この琵琶湖の水位が高い間は、この㋑の容量は貯留をしたまま対応すると。ですから、Ⓑの容量を徐々に減らしていくことになりますけれども、そこまで㋑の容量分は流さないで蓄えておく。上流から入ってきた流量も合わせてⒷのところから下流に流すと。これは琵琶湖の水位が制限水位よりも高い状態のところでございます。

琵琶湖の水位というのはなかなか下がりませんので、この琵琶湖の水位が高い間は常に上流から入ってきたものはその容量のままⒷの穴を使って下流に放流すると。つまり、流入イコール放流という状態がしばらく続くというのが⑤でございます。ここのエリアです。

それで、琵琶湖の水位が十分下がった段階で初めて㋑の容量についてⒶの穴から放流すると。ですから、ここの⑥に相当するところですが、この段階で㋑に蓄えた容量を下流に放流すると。それで、次の洪水に備えて㋑の容量も空にするという操作を基本としてございます。これが一山雨が降

った場合の操作でございますが、特に㋐と㋑の容量を別に確保するという趣旨は、二山洪水等発生した場合に、これは効果を発揮すると考えております。

繰り返しになりますが改めてもう一度、一山目から説明させていただきますと、まず①で平常時琵琶湖の水位が制限水位よりも低い状態では、そのままⒶを開放して貯水池を空にしておきます。そして雨が降った場合、まず②、琵琶湖の水位の上昇を防ぐために全量をカットする形になります。それで、㋑の容量を使い切ってもなお雨が降ってくる場合は　㋐の容量をも使って洪水に対応する。ただその際は、Ⓑの穴を自然調節で下流に流しつつ貯留をするというところでございます。琵琶湖の水位が高い間は、この㋑の容量は蓄えたまま上流から入ってきた量と、それから㋐の容量を放流しながら対応するというところでございます。㋐の容量がなくなったとしても琵琶湖の水位が制限水位よりも高いときは、上流から入ってきた流量をそのまま㋐から流入イコール放流をすると。

二山目の洪水で、このときに雨が降ってきた場合は、㋑の容量というのは既に満杯になっています。この場合は㋐の容量を使って高時川・姉川の洪水に対応しなければならないということで、㋐の容量は常にこの二山目、一山目よりも二山目が大きい場合もありますし、二山目が既往最大になる可能性もございます。そういうことで、㋐の容量については、この高時川の洪水のためだけに必要な容量というのを蓄えなければならないというふうに考えております。ただこの場合は、Ⓑの穴でございます、こちらの方でございます。自然調節して調整するということでございますので、一山目の貯留の仕方との大きな違いというのはピークカットができるように調整できるという、いわゆる通常のダムと同じ運用の形になろうと思います。全量カットするのではなく、下流に放流しつつピークがカットできるように調整できるというのを基本に考えています。ここでは自然調節という形で書いておりますが、例えばこういう運用をするということでございます。ですから③のところでは、ピークの流量がカットできるということになります。雨が上がりまして㋐の容量を放流して、当然上流からも入ってきますが、その容量と合わせてⒷの穴から放流をすると。ただこの際、琵琶湖の水位が制限水位よりも高い状態にあるときは、㋑の容量はそのままにしておくということでございます。

琵琶湖の水位の高い時間は期間が長いものですから、その期間は上流から入ってきた流量をそのままⒷから流入イコール放流という形になりまして、琵琶湖の水位が制限水位よりも下がった段階でようやく㋑の容量を放流するということが可能になると。それでこの段階になります。

こういう形を基本的な運用のイメージとしているということで、結局、㋐の容量は通常のダムと同じ運用の方法をすると。㋑の容量というのは、琵琶湖の洪水の対応が必要ということで、降り始めから全量カットを基本とすると。ここに㋐と㋑の容量の洪水の使い方の大きな違いがあるという

ことでございます。

私からの補足説明としては以上でございます。

○中村部会長

方針で提示された丹生ダムの容量及び構造、あるいは運用についてかなり大幅な改定というか変更がなされたのですが、その基本的な考え方について、河川管理者側として十分時間をとって説明することができなかったので、前回も一部説明させていただいたけれども、今回もう少し詳しく理解しやすいように説明させていただいたというのが河川管理者側の今ほどのご説明であったかと思うのですが、このご説明、あるいはこのご説明の背景となっている方針全体との関係で、委員の先生方から、技術的なご質問あるいは計画全体の背景としてお持ちのご質問がありましたら、10分から15分ぐらいやりとりしようと思いますが、どうでしょうか。

今本委員、お願いします。

○今本委員

今本です。今の説明について質問します。

Ⓐとⓑという放流口から放流するということですが、Ⓐとⓑのいずれも調節ゲートはつくということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

ゲートの構造についてはまだ詳細は決まっていませんけれども、基本的にⒶの方は、当然全量カットしなければならない構造になりますので、少なくともゲート構造は必要かと思います。ⓑの方は、今回の説明では自然調節方式を例にして書かせていただきましたので、ゲートが必要ない場合もあるかもしれませんし、構造によっては必要になる場合もあろうかと思いますが、これは計画内容が確定しないと決まらない形になろうかとは思います。

○今本委員

もう１つ、堆砂容量についての説明がなかったのですが、これについてはどうお考えですか。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

こちらも構造が決まらないとなかなかはっきりしないところとは思いますが、今後、計画内容が詰まる段階で必要なものかどうか確定すると、こういう形になろうかと思います。

○今本委員

それはちょっとずさん過ぎませんか。詳細な構造は当然これから検討していくんでしょうけども、堆砂に対してどう考えるかというようなことが今説明できないというのは、私は非常に納得しかねるずさんさだと思います。全く今のところ、これからの検討事項で決まっていないということでし

ょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

当然それを視野に入れて、必要か必要でないか検討しているわけでございます。特に構造的に大きな部分は、このダム自体、現在フィルダムとして、従来計画はフィルダムで検討がされていたという形になりますが、フィルダムになりますと堤体に穴をあけるというのは技術的に難しい形になります。フィルダムのままにするのか、それともコンクリートダムにするのかによって堆砂容量の必要性も変わってくるのではないかという部分が現在検討されている中身でございまして、それはまさに計画内容を確定する段階で決まってくることになろうかと思っています。

○今本委員

ということは、ダムの構造そのものも未定ということですか。これまではロックフィルダムでつくるという方針を示されていましたけれども、重力ダムないしそういうコンクリートダムにするということもあり得るという、そういう抜本的な検討と受け取ってよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

これは検討の一例として示させていただいたものでございますので、あり得るかどうかも含めて、現在検討しているということでございます。

○中村部会長

嘉田委員、お願いします。

○嘉田委員

委員の嘉田でございます。本日の審議資料１－５の20ページの図を見ながら質問させてほしいのですが、ここに何㌧たまる、あるいはダムの運用の話は、図面上はこういうことが成立するのでしょうが、そもそも琵琶湖の治水部分を丹生ダムで代替するというときに、７㎝という計算をしています。これは650km^{2}の琵琶湖に対して７㎝ということを言っているのですが、この図16でわかりやすいのですが、丹生ダムの集水面積は琵琶湖全体の40分の1ですね。ということは、７㎝琵琶湖に対してきいてくる降雨のチャンス、機会というのは、単純にすべて平均に降ったとして、40分の１イコール７ですから、これは中学生ぐらいで計算できると思うのですが、40分の１が７でしたら２ｍ80㎝。つまり、２ｍ80㎝ぐらい琵琶湖の水位が上がったときに７㎝きいてくると考えられますね。これ、今までの意見、質問もあったのですが、果たしてこの７㎝ほどの効果を丹生ダムに持たせる機会は具体的にどれだけあるのか、過去の降雨パターンに合わせて説明をしてほしいです。

つまり、こういう技術の話をする前に、果たして具体的にいかに可能なのか。丹生ダムのこの部分だけに雨が降るわけではありませんので、平均したときにですね、そこのところを素人でもわか

るような形でお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

琵琶湖の河村です。同じ資料の24ページに、丹生ダムによる貯留効果を検証したグラフを載せさせていただいております。ここでは７cmということでございますけれども、５cm分については瀬田川をさらなる改修を行うことによる事前というか、あらかじめ放流することによって下げる量でございます。それ以外に、さらに２cm分を丹生ダムによって上昇を抑制するということを試算させていただきました。

その際に使いました降雨が何降雨かございまして、それぞれ現況と、それから引き延ばし等を含めて検討をしております。その結果、少なくとも丹生ダムに現在この容量を確保することによって、最低でも２cmの水位上昇を抑制することができるというふうに試算させていただいております。

○中村部会長

今の点を含めて、ちょっとほかのご意見なりご質問なり。

千代延さん、お願いします。

○千代延委員

千代延です。私もこの前から、７月21日か25日に資料をいただいて何回も見たのですが、結局、瀬田川改修による、さらなる改修ですね。それによっての効果が５cmで、今先ほどもちょっと触れられましたけども、今の、一見難しそうなんですけど、２cmのことを、これで効果を出そうということですね。ですから、なおいろいろお考えなんですけど、２cm、もちろん674km^{2}ですから、掛け算をすれば1,400万ｔぐらいになるんですけど、それだけのことをする必要があるか、そこの議論へいくのはまだ早いと思いますけど、単純に、私は納得しかねてこの資料を見させていただきました。間違いかと思いましたけど、やっぱりそうだということなので、ますます納得いかないと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

琵琶湖の河村です。ちょっと説明に不足した点がありましたので追加させていただきますが、この２cm分には、すべてこれ丹生ダムで効果があるというわけではなくて、雨が降り始めたときからのものになりますので、瀬田川を改修する効果と合わせて丹生ダムに貯留する効果で２cm分があるというふうにご理解いただきたいと思います。詳細には、24ページに黒い塗りつぶしのところ、これが事前放流による引き上げ幅、それから、やや斜線の入った部分が瀬田川による改修効果、それから白抜きのところ、これが丹生ダムの貯留による水位低減効果とございまして、それぞれが５cmについては事前に放流して洪水が発生する前に下げているものでございますので、これはどんな降雨に対しても、その操作をすることによって下げているというのがまず前提で、雨が降り始めた段

階でその放流能力を、流下能力を増強する分と丹生ダムに蓄える量とで、最低でも２cm分確保しているというものでございます。

○中村部会長

千代延委員。

○千代延委員

千代延です。しかし、治水安全度が落ちるというのは７cmというふうに理解しておるんですけど。もっと可能かもしれませんけども、実際の運用上、現行よりも７cm以上を上げるということは、治水安全度を確実に守ろうとすれば７cm以上は確保できないのではないでしょうか、琵琶湖に水をたくさんためるということでは。８cmとか９cmにはできないと思うんですけども。となりますと、やはり２cm以上のことは、この丹生ダムの、この今の同じ資料の23ページの図21のところへ、これはこのままに私は素直にとっているんですけども、瀬田川改修により可能となる事前放流５cmですから、その後２cmはそこの下に書いてあるとおりでね。ですから、やはりどんなに見ても、７cm以上高めるということが論理的にできないでと思うので、やはり２cmのことでこれだけのことをお考えになっているということだと思うのですが、そこのところはそれでよろしいのでしょうか。間違いなら間違いというふうにおっしゃってください。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

23ページ、ご指摘のあった図の方から説明すべきだったと思いますが、ちょうど青いラインです。新しい計画では、事前放流によって７cmのうちの５cm分が下がるということでご理解いただけていると思います。この２cm分について丹生ダムと瀬田川の改修の効果によって、ある意味、制限水位よりも上で運用が可能になる最低の数値だということでございます。それが24ページの図の22でございまして、そのほかの洪水の場合は、その効果は２cmよりも大きくあるのですが、降り方によっては２cm分しか上昇の抑制ができないということで上げられる最大量ということで２cmというふうに減少させていただいているというところでございます。

○中村部会長

この点は、いろいろこれからもご質問があろうと思うのですが、１つだけ嘉田さんのさっきの質問で、降雨分布ですよね。地理的な分布で、そういうことが高時川水系に期待できるかということについては、幾つか計算されてシミュレーションされたということなんですけども、それで十分なのかどうかということがご質問だったと思うんですけども。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

琵琶湖の河村です。24ページの洪水が、まさに琵琶湖の洪水において著明な洪水と、それから例

えば姉川だけで降った洪水とか、いろいろなパターンがございます。これはすべて流域内一律に降らせたものではなくて、実際に分布させた雨量を用いて計算をしている結果でございますので、ご指摘のような形での自然に降る雨域のばらつき、これは加味したもので検証しているということでございます。

○中村部会長

西野委員。

○西野委員

西野です。２つありまして、１つは今のに関連しまして、７cm制限水位を上げるということは操作規則を変えるということかと前にご質問したら、これから検討するというお話だったのですけども、河川管理者としては水位操作規則を改正するという方針かどうかということが１点です。

それからもう１点は、今さっきご説明していただいた丹生ダムの運用イメージですけども、これまでの降雨実績から考えまして、この一山パターン、二山パターンで、㋑に水が満杯になる頻度というのはどれぐらいになるのでしょうか。仮に5,000万ｍ^{3}で㋑が2,000万ｍ^{3}だというふうに考えた場合、どれぐらいの頻度になるというふうに、計算しておられたら教えていただきたいんですけども。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

琵琶湖の河村です。１点目の操作規則を変えるかどうかについては、まさにこれから検討していかなければならないことであって、当然、必要とあらば変えることになろうかと思います。ただ、まだ検討の途中でございます。現在の操作規則のままの運用で可能であるということも検討の一つのパターンとしては考えられます。当然、変えることも一つのパターンとしてはあり得るというふうに考えております。

それから、２つ目の一山、二山、特に二山目の頻度については、ちょっとまだ計算できておりません。ただ、通常琵琶湖の水位が高い状態というのは、本当に高い状態では、１カ月ぐらい制限水位よりも高いような状態がこれまでもよく見られておりました。一方で、一山目、二山目、１カ月間の間に二山、三山くるようなパターンというのは、経験的に何度か経験しております。そういう意味で、満杯になるかどうかまではちょっとまだ試算は済んでおりませんけれども、可能性としてはあるというふうに考えているところでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　児玉）

児玉です。ちょっとつけ足しでございますけれども、琵琶湖の水位の運用、通常時７cm上げるということについては、私ども、ここで述べておりますように治水上のリスクがあるということで、

その対策が必要だということを申し上げています。

手順として申し上げれば、そのような治水上の対策を施した後に、治水上のリスクが従前よりも上がらないということのための対策を実施した後に、この７cmを上げるという運用を初めて行うということになります。その際に、操作規則の変更が必要であるかかどうかということについては、先ほど琵琶湖の所長が申し上げたように、必要ならそのような改正をするということであります。

○中村部会長

中村ですけども、少し質問させていただきます。今の対策の具体的なものというのは、例えばどういうことを言っておられるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所長　河村）

それが、ここに計画として提案させていただいています、瀬田川のさらなる改修と丹生ダムに別途容量を確保するということの２つでございます。

○中村部会長

ほかの委員の方からご質問ございますか。

では、河川管理者側の丹生ダムの運用についての質疑の部分は、一旦ここで終えさせていただこうと思います。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

○中村部会長

では、一般傍聴者の方からご質問をここで受けて、その後にその他の項目で確認事項とスケジュールということに進みたいと思いますけども、会場からご質問等ございましたらよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

〔その他〕

○中村部会長

それでは、事務局の方から今後のスケジュールについてご報告いただいた上で、最後に幾つか確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○庶務（みずほ情報総研　篠田）

それでは、その他資料に今後のスケジュールを書いていますので、それの２枚目のところで説明させていただきます。ちょっと訂正がありまして申しわけございません。前回の運営会議の８月12日の分が入っていますので、これは消していただければと思います。

それで、今後のスケジュールですけれども、きょうを皮切りに８月22日まで各地域部会を開催い

たします。同時に、対象ダムの意見交換会も開催されます。それから、８月24日に16時から19時まで委員会を開催します。それで、９月に入りますと、９月11日から14日まで連続して地域部会を開催いたします。それから、９月24日に運営会議を開催する予定になっています。新たに入りましたのは、９月20日の運営会議になっております。

以上です。

○中村部会長

今後のスケジュールに何か補足あるいはご質問、委員の方からございますでしょうか。

そしたら、これも含めて次、ここにないんですが幾つか私の方から皆さんとご一緒に確認をしていこうと思うんですが。

まず第１点目ですが、河川管理者の方に質問をさせていただいたもので今回の運用以外についても今後随時ご説明があると思うんですが、そのご説明の内容で重立ったもの、あるいはそのタイミング、さらには委員会としての最終意見を作成するスケジュール等、河川管理者が回答していただく量的なもの、あるいはスケジュール的なもので、何か河川管理者の方からご発言ございますでしょうか。こうこうこういうことについては今後やっていきたいということと、そのスケジュール的に言うとどの段階でどれぐらいのことが出てくるのかということがあると思うんですけれども、そのあたりで何かございましたらよろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　児玉）

児玉です。さまざまな意見を、ご質問をいただいて、そのうちお答えしたものもあるし、お答えはしたけれども少しまだ不十分だったというようなもの、きょうの例はまさにそのようなものであったわけでありますけれども、そのような私どもとしてお話ししないといけないことについて、きょうのこういう琵琶湖部会がございましたけれども、地域部会がこのシリーズでこの後ありますけども、１時間ございますけども、その１時間の中でできるものについてはさせていただきたいと思いますし、その後さらに24日に委員会がございますけどもその場、さらに９月に入ってからの地域別部会というのがありますが、こういった場でご説明を加えたいと思っております。

このご質問について、代表質問の形で前回はいただきましたけれども、それについて、もう少しまとまったものでいただけるのならば、そういったものもいただきたいと思いますし、そこはこの前いただいたものがすべてであるのでそれをしんしゃくして河川管理者の方で説明を選んでやってくれということであればそのようにしたいと思っています。

今の時点で私ども考えておりますのは、見解ということでおまとめいただいた中にさまざまな項目が入ってございます、これが委員会としての大きな疑問点、ご意見だろうと思っておりますので、

これを中心にご説明をしたいというふうに現時点では考えてございます。

○中村部会長

よろしいでしょうか。

そうすると、委員会の８月24日にもこれ、あるわけですよね。見解に呼応するような形でご説明していただくという部分が出てくると。それから、地域部会でそれぞれ、琵琶湖部会の場合には９月14日なんですけども、そこで説明されるということで、河川管理者としては、大体そうしますとそれぐらいまでには十分説明を終えていただけそうだということで考えてよろしいでしょうか。

もっと時間が欲しいということになるとスケジュール的な問題が出てくるんですけども。多分、トータルであと２時間とか３時間とか。琵琶湖部会に関する分については、９月14日３時間のうちの例えば１時間、１時間半というような感じになると思うんですが。あとは委員会の全体説明ということになるわけですけども。そういう理解でよろしいでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　児玉）

児玉です。私どもが現時点でお話しできる内容のものについては、なるべく前倒し前倒しでお話をさせていただきたいと思います。

これまでのご質問の中でも、まさに計画内容に係るものであって、これから調整していかなければいけないものだというものが相当ございました。それらについては、できる段階というのがございますので、このスケジュールの中でそのときにできるものがあればさせていただくということであって、私どもは一方で計画内容の調節もさせていただきながらというふうに考えているところであります。

○中村部会長

そういうご説明ですけど、よろしいでしょうか。はい、千代延さん。

○千代延委員

千代延です。丹生ダムについては、この琵琶湖部会で申し上げるのが適当かどうかわかりませんけれども、常に言われるダム案といろいろな代替案の事業費比較をどうするかということです。それで、今のとこ代替案が非常に高いという数字になっていますけども、一方で、今もこの新しく出たダムの計画が概要もそう詰まっていないと。ということは、事業費も当然出されないんじゃないかと思うんです。要するに、代替案との比較というのができないと思うんですけども、委員会としては、それはどのようにしたらよろしいでしょうか。

○中村部会長

私もそのあたりがちょっと気になっているんですけども、意見書を仮に９月の末ということにな

ると十分な情報なしで意見書を作成するということになるわけですけども、そうすると意見書の性格というのもそういう性格のものになるということで、委員会としてよろしいのか。例えば、もう１回ぐらい時間をとってやった方がいいのか。

いずれにしても、それはなかなか難しいんだから、河川管理者側で現時点で説明できるものについてはするということで、意見書の中では、不確定なもの、あるいは情報が十分ないものに対しては、そういう記述の意見書になってしまうということになろうと思いますけども、よろしいでしょうか。例えば、費用負担の問題だとか、撤退ルールの問題だとか、先ほどの水位操作の問題も、どういう形で法的にクリアすべきものがあるのかないのかというようなことも含めて、必ずしも十分な情報が得られないまま意見書は書くと。よろしいでしょうか。何か委員の。はい、千代延さん。

○千代延委員

事業費の比較は代替案と今できる状態にはないんですが、これは河川管理者にお願いですけども、滋賀県の方でダムを含む６つの代替案がありました。それで確かに各案につきこういう概要で事業費幾らというふうに出ておりますけども、できることならもう少しブレークダウンしたものを出していただけるように。これはお願いです。よろしくお願いします。

○中村部会長

金盛委員。

○金盛委員

丹生ダムの計画が固まっていないのでいろいろ具体的に進まないわけですけれども、計画そのものはどの辺を目がけて確定されようとしているのか。いろいろな資料が、今までもおやりになっているんですから、これからの作業というのは何か集中的にとかあるいは重点的におやりになったら、ある程度の形のものは示していただけることができるんじゃないかと思っています。

それよりも、今時点で、どの辺までにはどの段階までに固まるんだというようなことは見通しはありませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局　河川部　河川調査官　児玉）

児玉です。これは、計画内容について私どもだけで決められるものではなくて、関係する方々、費用負担をしていただく方々と調整をして確定をしていかなければいけないと、そういうものであります。

私ども、これは方針を早く皆さん方にお示ししないといけないということを申し上げてきましたけれども、方針というのはまだ一つの仮定でありまして、計画内容を確定し、そしてそれを反映した整備計画の案を示して、そして策定するという、これらが事前の手続として可及的速やかにやっ

ていかないといけないものだろうというふうに思っております。

その意味で、まず計画内容を調整し確定していくということは、調整事ですのでいつまでというのがはっきり今申し上げられないんですけれども、これは現在も関係者と今話をし始めていますけれども、精いっぱい早くしたいというふうに考えております。

○中村部会長

では、８月24日の委員会でも、この辺はフォローアップして議論していただいて、スケジュールなり、意見書の作成のプロセス、タイミングなりに今の河川管理者とのやりとりを反映させていただきたいということになると思います。

あと、最後の１点の確認事項なんですけども、きょう午後１時から住民の方々と委員会との間で意見交換をやるということなんですが、この会場におられる方で意見交換会には出られないという方もおられるかと思いますので、その趣旨というか、位置づけといいますか、それだけは確認として委員長の方から、こういう性格の意見交換会に位置づけておりますということをご説明いただけますか。

○寺田委員長

これは、また昼からの意見交換会の冒頭にお話はしたいと思っておりますけども、きょう、この委員会と関係地域住民の皆さんとの意見交換ということを委員会として行わせていただくということになっております。住民の皆さんからの意見聴取ということは、本来的に法律的には河川管理者が行われるべきことでありまして、河川管理者が行われる住民との意見交換会というものではもちろんないんですけども。

ただ、そうしますと、委員会としてなぜこういう意見交換会を行うのかということでありますけども、これは主には３つばかり理由があります。

１つは、先ほど来、管理者からも補充説明がありましたけども、７月１日に発表された５ダムについての方針、これは従来の計画内容をかなり大きく変えるという内容になっているわけです。当然、この方針に対しては、この委員会としても検討の上で意見を出さなくてはいけないということになるわけですけども、この検討を行うについて、内容が変更になった計画の原案のまだ原案でしょうけども、この方針について地域住民の方々がどのようなご意見を持っておられるのかということを、やはりこの委員会としても今後の検討を行っていく上において知っておく必要があるということが、まず１つ目の理由であります。

もう１つは、この委員会は学識経験者としての意見を述べるということで設置をされた委員会でありますけども、この法の趣旨からいけば、本来的に専門家の立場からの意見を単に述べればよい

ということになるわけでありますけども、しかしながら、やはり純粋に学問的・専門的な立場からの意見を単純に言えばいいというものではないんだろうと思います。

法律がこのような手続を定めたということは、この委員会の専門的な立場からの意見をつくるための検討段階で、やはりさまざまな多様な意見を知った上で学識経験者としての意見を述べる必要があるんじゃないかというふうに思っておりますし、そういうふうなスタンスでこれまで、もう４年半になりますけども、この委員会はずっとやってきて、いろいろ多様な意見に学ばせていただきながらこれまでやってきたという経緯があります。そういうふうな視点からも、今回のこの方針について、地域住民の皆さんがどのようなご意見をお持ちかということをぜひとも知った上で、今後の検討にそれを生かしていきたいということが大きな理由です。

最後には、やはり当地だけではなくてほかのところも、地元の地域住民の皆さんが委員会の委員の皆さんと意見交換したいということをご要望になっているところがたくさんあります。当地でも以前からそういうご要望をお聞きをしておりましたので、きょうは５ダムの中で真っ先に、第一番目に意見交換会を実施をさせていただくということになった次第であります。

以上が、意見交換会を持つ趣旨でございます。

○中村部会長

ありがとうございました。

以上で、今回議事次第に上がっていたものはすべて対応はできたんですけども、事務局の方から何かございますか。

○庶務（みずほ情報総研　中島）

結構です。

○中村部会長

それでは、午後は１時から。その点だけちょっと。

○庶務（みずほ情報総研　中島）

それでは、先ほどありましたように13時から、同じこの場所で、もう少し会場を広くした形で、住民と委員との意見交換会を開催させていただきます。そちらの方もよろしくお願いいたします。

それで、その関係なんですが、13時までに会場のレイアウト変更をいたしますので、大変申しわけないんですが、今お集まりの皆様、その作業の関係で一たんこの会場から皆さんちょっと出ていただいてということでよろしくお願いいたします。

それでは、これにて第33回琵琶湖部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○中村部会長

ありがとうございました。

〔午後　0時　2分　閉会〕